

都城盆地

土地改良区だより



第6号 (平成27年1月)

●発行/都城盆地土地改良区

〒885-0004

宮崎県都城市都北町5225番地5

TEL:(0986)36-6710

目次

- 理事長あいさつ . . . 2
- 散水器具展示会 . . . 2
- 第7回通常総代会 . . . 3
 - 平成24年度収支決算 . . . 4
 - 平成26年度収支予算 . . . 4
- 賦課金について . . . 5
- 給水スタンドについて . . . 6
- 散水器具について . . . 7
- 畜産用水について . . . 7
- 組合員の皆様へ . . . 8

木之川内ダム

平成27年1月現在：貯水率80%
480万m³/601万m³

理事長あいさつ

新春の候、組合員の皆様並びに関係機関・団体各位におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、平素より都城盆地土地改良区の業務運営並びに事業推進に特段のご協力とご理解を賜り心から厚く御礼申し上げます。

さて、去年は記録的な災害、豪雨及び長雨による被害等大変心配いたしました。当土地改良区においては大きな災害もなく、これも組合員の皆様のかねてからのご協力の結果であると感じております。

都城盆地土地改良区の基本的な構想は、この都城盆地の農業の営農を変え、安心して農業を営むことのできる希望ある豊かな地域の形成であります。農政最大の課題は、農村定住の維持であり、農村定住を図るには安定した畑かん営農であると考えます。その為には、畑地かんがいを中心とした営農の普及が求められます。畑かん用水の有効利用による収量の安定・増加、品質の安定・向上、高収益作物による生産性の拡大を図り農業生産性の向上、農業経営の安定化が必要です。当土地改良区は、都城盆地を「持続的な安定した農業・希望ある明日の農業」へ変えていくため農業用水の確保、畑かん施設の適切な維持管理に努めて参ります。

最後に農業情勢は益々厳しさを増していく中、畑かん営農推進を図るため、関係機関・団体と連携し役職員一同全力で取り組んで参りますので組合員皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。新しい年が組合員の皆様にとって、希望ある明るい年となりますことを心から祈念いたしまして理事長挨拶と致します。

組合員の皆様へ



都城盆地土地改良区
理事長 島田 孝一

散水器具展示会

平成26年8月4日（月）に万ヶ塚地区において、北諸県農林振興局・北諸県農業改良普及センターが中心となり散水器具展示・実演会を行いました。干ばつによる被害防止への利用、収量の安定・増加及び品質の安定・向上による儲かる農業実現のため、散水器具導入の推進を図っています。展示・実演会に参加してもらい、様々な散水器具や散水状況を見ていただき散水器具導入の検討材料としてもらいたいと考えています。

今後も各地区にて開催しますので、ぜひご来場下さい。



自走式散水機(畑かんロールカー)



スプリンクラー



大型スプリンクラー(レインガン)



展示会の様子

第7回通常総代会

平成26年3月25日（水）午後1時30分より総代現在総数72名（定数75名）中51名の出席を得て、第7回通常総代会が行われました。

廣畑副理事長の開会宣言に続き、島田理事長による挨拶、来賓の福田一宏九州農政局南部土地改良調査管理事務所長、児玉州男北諸県農林振興局長、池田宜永都城市長より祝辞を賜り、議長に第5区（都城市高崎町）の迫田澄雄総代を選出して議事に入りました。提出した10議案について慎重に審議され、全て原案のとおり可決されました。



福田南九事務所長



児玉振興局長



池田市長



迫田議長

※役職等は平成26年3月現在

議決事項

- 議案第 1号 平成24年度事業報告及び収入支出決算
並びに財産目録の承認について（監査報告）
- 議案第 2号 平成25年度一般会計収入支出補正予算の承認について
- 議案第 3号 平成26年度事業計画（案）について
- 議案第 4号 平成26年度賦課金及び徴収方法について
- 議案第 5号 平成26年度給水スタンド使用料について
- 議案第 6号 平成26年度役員報酬（案）について
- 議案第 7号 平成26年度一般会計収入支出予算（案）
並びに特別会計収入支出予算（案）について
- 議案第 8号 平成26年度一時借入金の最高限度額
及び借入先並びに金銭預入先金融機関について
- 議案第 9号 規程の制定について
- 議案第10号 規程の一部変更について

第7回通常総代会の様子



平成24年度収支決算

■一般会計収支決算

収入の部			支出の部		
項目	決算額	付記	項目	決算額	付記
1.組合費	3,277,490	賦課金	1.事務費	11,829,548	職員給料,役員会費,総代会費等
2.使用料	945,386	スタンド使用料,他目的使用料	2.管理費	57,212,898	施設管理費,基幹水利施設管理費等
3.負担金及び補助金	15,047,000	運営負担金,管理体制整備費等	3.財産費	4,085,000	退職引当金,備荒積立金
4.受託費	57,326,300	管理委託事業,基幹施設管理事業等	4.予備費	0	
5.雑収入	219,261	督促手数料,延滞金,預金利息等			
6.繰入金	0				
7.借入金	0				
8.繰越金	1,169,780	前年度繰越金			
計	77,985,217		計	73,127,446	

※差引残高 4,857,771 円 (平成25年度会計へ繰越)

平成26年度収支予算

■一般会計収支予算

収入の部			支出の部		
項目	予算額	付記	項目	予算額	付記
1.組合費	3,900,000	賦課金	1.事務費	11,623,000	職員給料,役員会費,総代会費等
2.使用料	1,070,000	スタンド使用料,他目的使用料	2.管理費	60,195,000	施設管理費,基幹水利施設管理費等
3.負担金及び補助金	27,546,000	運営負担金,管理体制整備費等	3.財産費	1,547,000	退職引当金,備荒積立金
4.受託費	40,862,000	管理委託事業,基幹施設管理事業等	4.予備費	200,000	
5.雑収入	152,000	督促手数料,延滞金,預金利息等			
6.繰入金	33,000				
7.借入金	1,000				
8.繰越金	1,000				
計	73,565,000		計	73,565,000	

畑かんのマスコットキャラクター

宮崎県の畑かんマスコットキャラクターの『**かんだくん**』と『**しずくちゃん**』です。畑かんの水を利用したPRのため活躍します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

かんだくん



しずくちゃん

賦課金について

賦課金について、第7回通常総代会で次のように議決されました。

組合費

県営事業が完了した地区を対象に、『**全ての畑**』に賦課されます。

※水利用の有無、給水栓の有無、畑かん工事への同意の有無にかかわらず発生します。

水利費

県営事業が完了した地区を対象に、『**水を使った畑のみ**』賦課されます。

※水の利用には、申請が必要です。
『畑地かんがい給水開始申込書』を提出して下さい。

平成27年1月現在

科目	賦課基準		備考		
	種別	10aあたり年間			
組合費	組合費	100 円	ただし、1組合員に対し合算して10a未満の組合費については100円とする。		
水利費	普通畑	2,500 円	水利用者		
	ハウス	加温機有	21,000 円	平成26年度～28年度までは15,000円とする。	水利用者
		加温機無	12,000 円	販売用野菜苗・観賞用作物含む	
	育苗施設・雨よけハウス	6,000 円	水利用者		
	茶	防霜有	11,000 円	水利用者	
		防霜無	6,000 円		

●お得な情報！！

県営事業実施地区（7ページ記載）において、水利用可能となった畑は**事業期間中であれば、お試し期間**ということで**畑かんの水を無料でお使い頂けます**。（※払川第1及び払川第1-2期地区を除く）
ぜひこの機会に水をご利用頂き畑かんの効果を実感してみてください。

ただし事業完了後からは水利費が発生しますので、水利用したい方は土地改良区の案内に従い水利用の申請をお願いします。

★賦課金納入に便利な口座振替をご利用下さい。

金融機関で支払う時の手数料がもったいない！
毎年支払に行くのが面倒だ！



このような方は、
便利な口座振替をご利用ください。

口座振替をご利用頂ければ手数料はかかりません。

口座振替が可能な金融機関

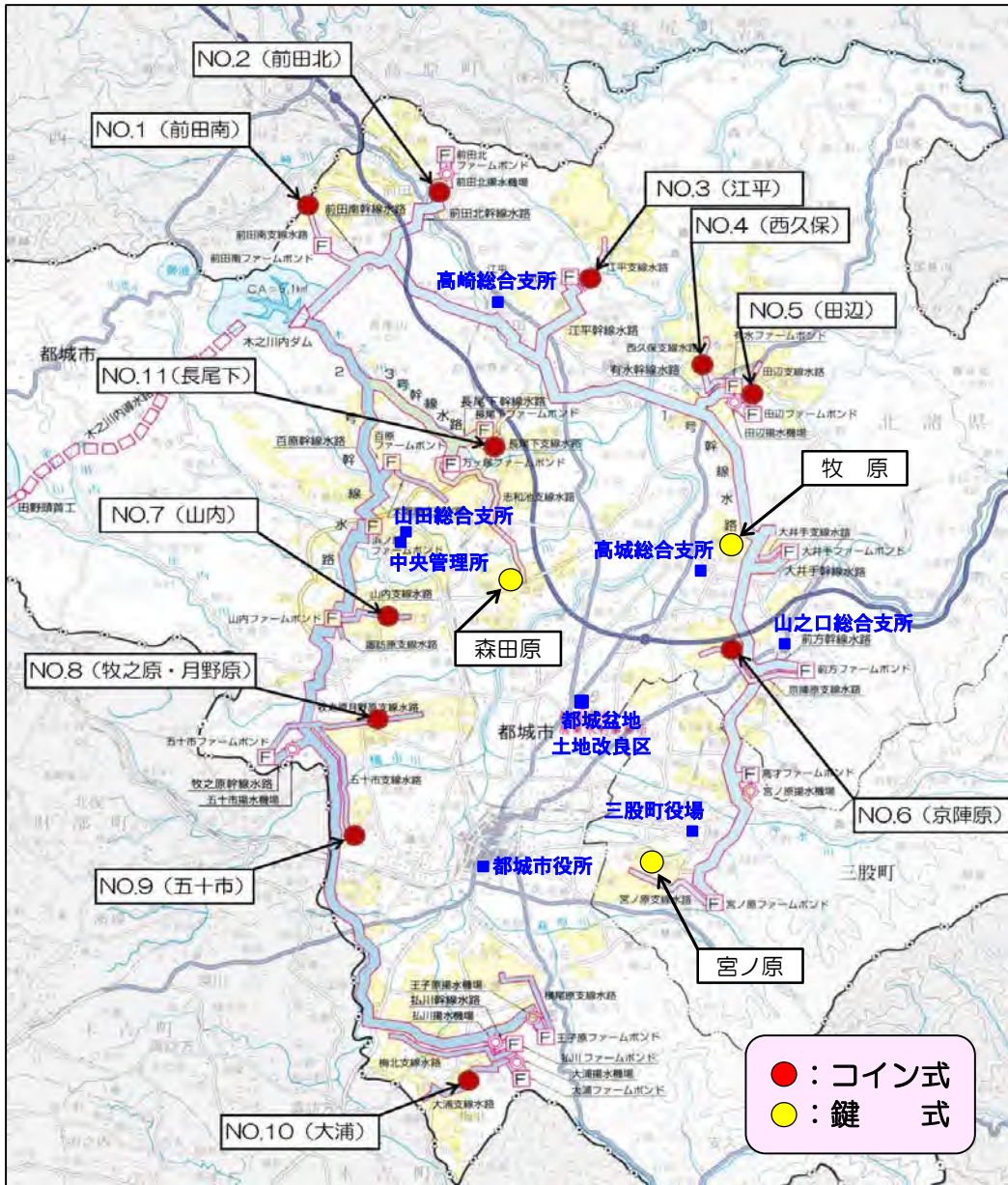
- ・ JA都城
- ・ 宮崎銀行
- ・ ゆうちょ銀行（郵便局）



※口座振替についてご不明な点がございましたら、当土地改良区までご連絡下さい。

給水スタンドについて

給水スタンド位置図 (コイン式：11箇所 鍵式：3箇所)



使用料



コイン式

大コイン
(500ℓ)
100円

小コイン
(250ℓ)
50円

鍵式

個人
3,000円

法人
30,000円

鍵式の給水スタンドについて、申込みのない方の不正な利用を防ぎ利用者の公平性を期す為、**現在利用申込みしている方の名簿を給水スタンドに掲示しています。**(右写真)



※鍵式の給水スタンドを利用したい方は、申請が必要ですので当土地改良区までご連絡下さい。
また、コインの販売は土地改良区事務所で行っています。

○給水スタンドをご利用の皆様へ

- 共同利用施設ですので、使用者が責任を持って後片付けを行って下さい。(鍵式給水スタンドについては、使用後は必ず施錠をお願いします。)
- かん水や防除などの用水としてお使い下さい。(生活用水等の使用はできません。)



散水器具 について

●散水器具導入について

県営事業実施地区（右表）において、事業期間中であれば、散水器具導入に必要な費用の**18.3%負担**で導入することができます。

対象の方は、当該地区内に農地を所有している方、農地を借りて耕作している方（農業委員会の手続きをしている方）です。

例：露地用スプリンクラーセット（10a用）
ヘッド4本 2路線

概算費用	18.3%	個人負担費用
約23万円	→	約4万2千円

※上記は目安であり、附属品やほ場の条件等により増減が生じます。

●散水器具貸出について

都城盆地土地改良区では、散水器具の貸出（無料）を行っています。貸出器具は次の通りです。

○自走式散水機(畑かんロールカー) ○レインガン
○スプリンクラー ○散水チューブ

貸出を希望される方は、ご連絡下さい。

※貸出器具は数に限りがありますので、ご了承下さい。

県営事業実施地区			
完了予定	地区名	面積(ha)	主な所在地
H27年度	払川第1地区	123	梅北町
	払川第1-2期地区	103	
	横尾原地区	122	
	万ヶ塚地区	132	丸谷町
	浜之段第1地区	63	山田町
	高才第2地区	49	三股町
H28年度	大井手地区	105	高城町
	牧之原1期地区	86	乙房町
	長尾下1期地区	60	山田町
H29年度	前方第1地区	53	山之口町
	縄瀬地区	46	高崎町
	長尾下2期地区	65	山田町
H30年度	前方第4-1期地区	97	山之口町
	宮ノ原第2地区	63	三股町
H31年度	牧之原2-1期地区	65	乙房町
	払川第2-1期地区	68	梅北町
	高才第1地区	26	三股町

畜産用水 について

都城盆地地区では畑かん用水を畜産用水として利用できるようになりました。これは、都城盆地地区の畑かん事業が完了するまでの間の利用を条件とし、暫定的に許可を取得したものです。

畜産用水は、①畜舎洗浄、②畜舎冷却、③畜舎で利用する農機具の洗浄、④家畜飲用として利用できます。

●利用可能な地区は、パイプラインの工事が完了した地区となります。

利用までの流れ	工事費用
①畜産用水利用の申込	畑かんパイプラインから畜舎までの配管工事・設置費用 → 全額自己負担
②都城盆地畜産用水利用管理協議会で審査	メーター器減菌装置費用 → 1/3自己負担 （2/3は補助）
③施工業者へ工事依頼・着手	※補助は平成25～27年度まで。ただし、予算に限りがありますので多数の申込があった場合、補助が受けられないことがあります。
④工事完了検査後利用開始	利用料金
⑤工事費用の支払い	1m³あたり50円 （メーター器による使用量から算定）

畜産用水を希望される方への注意事項

畑かんへの水利用を優先するため、渇水時や畑かんの水利用増加により、畜産用水の使用を制限することがあります。つきましては、現在使用されている水源（井戸、上水道等）は、不測の事態に備えていつでも使用できるようにしておいて下さい。畜産用水はダムの水（河川の水）をそのまま配水しますので、減菌装置の設置をお願いしています。

組合員の皆様へ

次のような時には、必ず土地改良区へご連絡下さい。（提出して頂く書類があります。）

水を利用するとき

○使用前に必ずご連絡下さい。

水利用申請されていない畑において、水を利用する場合には申請が必要です。

また、申請した畑について次年度も水利用する場合は、再度申請の必要はありません。水利用をやめる際にご連絡下さい。

※無断での水利用は、盗水となります。

水の利用をやめるとき

○水利用申請した畑において、利用をやめる方は、休止届出が必要です。

※給水休止届出書の提出がない場合は水利費の賦課を継続いたしますのでご注意ください。

賦課通知書を送付してからの休止の連絡が多数ありますので早めの連絡をお願いします。

畑かん地区の農地の取得及び喪失や組合員の変更があったとき

- 土地の所有権（売買・相続等）・耕作権の移動
- 組合員資格の変更（組合員の死亡や農業者年金受給による経営移譲等）
- 住所の変更

このような時は、土地改良法により組合員から土地改良区へ届け出るように義務付けられています。（土地改良法第43条第1項）

※届出がなければ、前組合員へ賦課金が請求されてしまいます。

★法務局や都城市・三股町、農業委員会の届出だけでは都城盆地土地改良区の台帳は変更されません。

上記の場合には、ご連絡下さい。必要書類を送付します。
また、当土地改良区事務所での手続きも可能ですので、書類の書き方などわからない方はご来所下さい。

ご注意を！！

土地改良区の地区内の農地を取得される時、その土地に滞納賦課金があるまま取得されると土地改良法第42条（権利義務の承継）の規程により、新しく取得された方に滞納賦課金の納付義務が課せられることとなりますので農地取得の際はご注意ください。

ご意見、お問い合わせは・・・



都城盆地土地改良区

〒885-0004

宮崎県都城市都北町5225番地5

TEL：(0986) 36-6710

FAX：(0986) 36-6740

E-mail：jimukyoku@miyakonojo-bonchi.jp

URL：http://www6.ocn.ne.jp/~mbonchi/

